

民法改正による影響

められています（同法四条一号）。もつとも、ひとたび欠陥が認定されてしまうと、このような免責事由の立証は容易ではありませんので、裁判等になつた場合には、当事者は欠陥の有無の主張立証に注力するのが通常です。

民法改正による影響

民法改正により、製造物責任法の消滅時効に関する規定が一部変わりました。現行

契約の効力

契約の効力

ては、時効の期間を長くし、被害者の保護を図るための改正です。この改正法は本稿掲載時には未施行であり、平成三〇年四月一日から施行されます。

なお、実務上、サプライヤーとメーカーとの間の売買契約において、サプライヤーが製品の製造時の記録を引き渡しから一〇年ないし一一年間保存する義務を負つている場合がありますが、これは、上記のように製造物責任法上の責任は、最大で目的物の引き渡しから一〇年間負う可能性があるため、請求があった場合に製造記録をすでに破棄していたということにならないようになります。

の製造物責任法では、同法に基いて損害賠償の請求権は、①被害者が損害及び賠償義務を知ったときから三年間権利行使をしないとき、または、②製造業者等が当該製造物を引き渡したときから一〇年を経過したときには時効により消滅します（同法五条一項）。民法の消滅時効の規定の改正に伴い、製造物責任法の消滅時効の規定にも新たな条文が加わり、上記①の場合において、人の生命または身体を侵害した場合においては、三年間が五年間とされることになります。これは、人の生命や身体の侵害という重要な結果を生じさせた不法行為につい

②自ら製造物の製造業者として製造物に氏名、商号、商標その他の表示をした者または製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者、③製造物の製造、加工、

製造物責任法は、平成六年にできた法律であり、その目的は、「製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」です。製造物責任法上の責任は、被害者が製造業者等の故意・過失といった落ち度を立証しなくともよい点に特徴があります。

製造物責任法で責任を負う主体は、①製造物を業として製造、加工までは輸入して販売する者

製造物責任法における責任主体

製造物責任法上の責任を負う場合及び免責される場合

減させることができます。
また、実務上は、当事者が製品に製造物責任保険をかけておくことで万が一の場合に保険での対応が可能となることから、保険の付保にかかる条項も重要なといえるでしょう。

ご質問の事例において、部品の欠陥に基づく事故が発生して被害者に損害が生じたような場合には、典型的には被害者は自動車メーカーに請求をし、自動車メーカーが自動車部品メーカーに求償をし、さらに自動車部品メーカーが貴社に対して求償をするといったパターンが多いと思われ、貴社が自動車部品メーカーと対立関係にある場合もあると思われます。このように、事後的な損害分担につき争いが生じる可能性があることから、貴社と自動車部品メーカーとの間で、貴社が責任を負う損害賠償の上限額を合意しておくことが可能であれば、貴社が多額の損害賠償責任を負う可能性を低減することができるのです。

その内容に被害者が拘束されることはありません。したがって、ご質問の売買契約においては、むしろ、製造物責任法に基づく請求を受けたときに、売主と買主とでどのように対処するか、損害の内部的な分担はどうするか、といった点について定めておくことが重要です。

一般的には、いずれかの当事者が製造物責任法に基づく請求を受けた場合には、他方当事者に速やかに通知する、情報提供をする等して対応において協力する、といった条項が設けられる場合が多いです。

法二条二項)、このような欠陥があつたことを被害者の側で立証しなければなりません。この欠陥の立証は、技術的な事項を含むことも多く容易なものではありませんが、製造物

製造物責任法上の責任を負う場合及び免責される場合

輸入または販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者「三つのパターン」があります（併せて「製造業者等」として定義されています）。製造物責任法二条三項）したがって、実際に物の製造を行つていなくても、製造物を「輸入した者」として製造物責任法上の責任を負う主体となります。



innoventier Power for the Business

弁護士法人 イノベンティア

第13回 弁護士(日本・ニューヨーク州) 静町野

慶応義塾大学法学部、慶応義塾大学法科大学院を経て、2007年弁護士登録。大手法律事務所での勤務を経て、2016年11月より弁護士法人イノベンティアに勤務。2015年に米国デューク大学ロースクール法学修士(LL.M)取得、2016年にニューヨーク州弁護士登録。2015～2016年にシカゴの法律事務所に勤務し、米国内でビジネスをする日系企業へのアドバイスに携わる。主に企業をクライアントとし、知的財産法、国際法務、環境法等の分野におけるアドバイスを行っている。

今回のご相談

パートを自動車部品のメーカーに販売し、自動車部品メーカーは当該パートを用いた自動車部品を生産して自動車メーカーに納入しています。当社はプラスチックパートを製造している訳ではありませんが、当社のパートが原因で自動車に不具合が生じて事故などが起つた場合、当社は被害者に對して製造物責任法という法律に基づき損害

製造物責任とは

害賠償責任を負うと聞きました。具体的にどのような場合に責任を負い、また、どういった場合に免責されるのでしょうか。また、当社と自動車部品メーカーとの間の売買契約において製造物責任法に基づく責任の観点から注意するべき点はありますか。

製造物責任法における責任主体

製造物責任法は、平成六年にできた法律であり、その目的は、「製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」です。製造物責任法上の責任は、被害者が製造業者等の故意・過失といった落ち度を立証しなくともよい点に特徴があります。

製造物責任法で責任を負う主体は、①製造物を業として製造、加工または輸入した者、②自ら製造物の製造業者として製造物に氏名、商号、商標その他の表示をした者または製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者、③製造物の製造、加工、

製造業者等が被害者に對して損害賠償責任を負うのは、「その引き渡したもののが欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したとき」です（製造物責任法三条）。ここで、欠陥とは、「製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき完全性を欠いていること」と定義されており（同法二条二項）、このような欠陥があつたことを被害者の側で立証しなければなりません。この欠陥の立証は、技術的な事項を含むことが多く容易なものではありませんが、製造物

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、松下外氏、村上友紀氏が交代で執筆します。